ベルリンにおける法曹養成

- 法の比較社会学 -

大 橋 憲 広

(平成6年9月30日受理)

Juristenausbildung in Land Berlin—eine vergleichende Rechtssoziologie—

Norihiro Ohashi (Received September 30,1994)

- I ドイツにおける法曹養成の特徴
- Ⅱ 試験制度
- Ⅲ ベルリン自由大学フンボルト大学
- IV 法曹養成の課題と比較法社会学的視点
- 「補」 旧東ドイツの法曹養成と統合過程

I ドイツにおける法曹養成の特徴

一国の法文化を比較考察しようとする場合,法典や司法制度,法意識と並んで,法秩序担い手に注目することが必要である。(') 日本の法曹研究としては弁護士については法社会学で行われており,対象はプロフェッションの側面に集中している。(2) 裁判官や検察官に関してまとまった法社会学的研究はあまりないようである。現行の法曹養成制度については,民事訴訟法研究者や実務家からの立法政策的提言が目立っている。(3)

日本の法曹と欧米のそれを比較するとき、まず気ずく 顕著な特徴は日本における法曹人口の絶対的及び相対的 僅少さである。アメリカの法曹人口は約75万人/法曹一 人当たりの人口約330万人は別としても、イギリスの同 約9万5千人/同約539人、ドイツ約8万2千人/同約 1千人にたいして日本は、同約1万9千人/同約6390人 であり極端に少ない。日本の司法試験は純粋な資格試験 ではなく、毎年の法学部卒業者5万人前後にたいして司 法試験合格者は約700人で一定であり、事実上の定員制 である。法廷実務以外弁護士の活動領域の拡大、国際化 に伴う法的サービス需要の増加が見込まれる今日、法曹 の数の増加は緊急の課題である。

小論は現代ドイツの法曹養成制度 '''をドイツ再統一 教養部 現代法学研究室 の象徴の地であり、旧西ドイツ側のベルリン自由大学と旧東ドイツ側のフンボルト大学というドイツの大学としては特異な歴史をもつ二つの大学を擁しているベルリン州(Land Berlin)における法曹養成の現状を通じて見ようとするものである。(6)ドイツの法曹養成制度の当面する課題、すなわち、社会の複雑化・国際化、とりわけヨーロッパ統合に伴う法務に対応できる法曹養成、法曹養成期間の短期化、法学部教育における実務研修などは日本の法曹養成のあり方に示唆を与えるものと思われる。

ドイツの法曹の数は1991年の統計で、裁判官17932人 (内女性3449人), 検察官3887人 (内女性756人), 弁護士 51266人, 公証人をかねる弁護士8180人(弁護士合計 59446人)(内女性約9500人), 公証人1014人, 行政及び 公務員の懲戒裁判代理人79人の合計82358人であるが, (6) その他に高等教育関係者(大学教授など)750人,企 業内法曹が約1万から1万6000人、また法曹資格をもつ 行政官が約3万5000人おり、(1)合計すると広義の法曹は 約14万人存在することになる。大学で学習を始めたもの の数は1952年の24189人にたいして1988年では246249人 で約10倍あり、そのうち法学部では1952年には2829人、 1988年には12511人で約4倍である.(*)毎年7000人程度 の法曹資格試験合格者があるから、単純に比較しても日 本の10倍以上のあらたな法曹資格者が生み出されること になる。法曹の数の多さは日本とは逆の問題を引き起こ している。すなわち法曹資格者の失業が問題となってい るのである。1988年には4490人の法曹資格をもつものの 失業者があったがその後やや減少して,1991年9月末の 段階では約3400人が失業中である。ただし、この数字は 他の学科を専攻した大学卒業者の失業者の数と比べて著

しく悪いものではない. ちなみに1989における大学卒業者の失業者は, 90511人で, その内法学専攻者4376人, 教師養成課程専攻者23727人, 社会学・政治学専攻者3140名. 経済学専攻者5679人である. (*)

ドイツにおいては法学部卒業(法学士号)という制度はなく、一定期間(最短3年半)大学に在籍した後、修習生(Referendar)試験に合格して後、準備実務研修(Vorbereitungsdienst)を行い、さらに判事補(Assessor)試験に合格することによって有資格法曹(Volljurist)としての資格を得、はじめて、判事・検事・弁護士・公証人ばかりでなく企業内法曹や高級公務員への道が開かれる。

大学教育と実務教育の「二段階教育」と「一元的法曹 養成」というドイツの法曹養成の二つの特徴は歴史的生 成物である.(10)中世ドイツの大学における法学教育は教 会法とローマ法が中心であり、しかもラテン語で行われ ていた、法学教育の目的は法学者を養成することであっ た。18世紀から19世紀にいたり大学卒業者の現行法、特 に民法の知識の欠如が憂慮されるようになり、現行法実 務を志向した法学教育の改革が行われた、バイエルン、 オーストリアなど南部諸邦では大学教育の中に実務教育 を取り入れたのに対して、プロイセンでは大学教育では 理論中心の学習を行い、これを準備実務研修で補完した、 プロイセンの発展に伴い法曹養成への国家の関与が進展 する。1748年の司法改革では上級の合議制裁判所裁判官 は2回の準備実務研修と3回の試験に合格していること が必要とされた。1793年にはフリードリヒ・ヴィルヘル ム2世のもとで裁判官・弁護士・公証人は裁判所で同一 の教育を受けなければならないものとされた. 法曹養成制 度に対する国家的監督を押し進めたのは、迅速で効率的な 司法制度整備への要請でもあったが、国王や民衆の裁判官 や弁護士に対する根深い不信でもあったという。19世紀に いたり南部諸邦も結局このプロイセンモデルに従い、1879 年のライヒ司法法(Reichsjustizgesetze)に受け継が れ現在の制度の基礎となった.

他の東欧諸国の体制が内部から崩壊し、それに代わる 国内の勢力によって継承されたのに対して、東ドイツの 崩壊は全体主義体制の崩壊であったのと同時に他国であ る西ドイツへの東ドイツの編入であり、西ドイツの価値・ 規範の移植・復活をともなうものであった。研究・教育 においても旧西ドイツによる改革が始められた。この改 革は旧東ドイツの大学の自主性・内発的なものとはいいがたく、旧西ドイツの主導によるものであった。特にイデオロギーを反映しやすい法学・経済学・哲学など人文社会科学の分野では急速な刷新が押し進められている。ベルリン市(州)は1991年前半にはフンボルト大学の教育学、法学、歴史学、哲学、経済学の各学部を廃止する方針であったという。(ゴ) 旧西ドイツの大学人の旧東ドイツ地域である新連邦州(neue Bundesländer)の大学への流入は大学の「植民地化(Kolonisierung)」、あるいは「西の研究者にとってゴールドラッシュ状況」と表現されている。小論はこの問題を直接扱うものではないが、今日のドイツの法曹養成の一環として旧東ドイツの法曹養成制度のドイツ連邦共和国への統合過程の現状を最後につけ加えた。

|| 試験制度

ドイツにおける法曹養成制度は、連邦法と各州が定める法律によって規定されている。連邦法はドイツ裁判官法(Deutsches Richtergesetz: DRiG)(12)であり、連邦裁判官の地位は連邦が規定するものとする基本法98条1項及び連邦が各州における裁判官の法的地位の大綱を定めることができるとする基本法98条3項を根拠とする。ドイツ裁判官法は養成課程の基本構造・学習期間・必修科目と選択科目・準備実務研修の大枠を定め、細目は各州が制定する法曹養成法(Juristenausbildungsgesetz: JAG)と法曹養成規則(Juristenausbildungsordnung: JAO)により規定されている。(15)

ベルリン司法試験局(Justizprüfungsamt Berlin)が実施する第一次国家(州)試験である修習生試験は筆記試験と口述試験からなる。試験の目的は、法学教育の達成度と修習生として準備実務研修に対する適格性の判定である。受験には、民法・刑法・公法の入門者及び上級者向けの演習への参加証明、第二学年の終わりまでに行われる学習評価試験(2時間半の監督付き筆記試験で、出題範囲は民法・刑法・公法の初級者向け演習の内容)の修了証明 ⁽¹⁴⁾ などの証明及び休暇期間中に行われる 3 ヵ月間の実務研修(Ferienpraktikum)への参加証明が必要である。

修習生試験は旧西ドイツの南部の州では筆記試験は監督付き試験(Klasur)のみであるが、北部の各州(ベルリン・ブレーメン・ハンブルク・ヘッセン・ニーダーザクセン・シュレスヴィヒ=ホルシュタイン)では監督

付き試験に加えて、レポート試験(Hausarbeit)が課せられている。ベルリン州では1992年7月17日の法律でレポート試験が廃止され監督付き試験のみとなった。(IS) 試験科目は9科目の監督付き試験及びそれぞれ1人につき約1時間の口述試験である。試験は春と秋の年2回行われる。

不合格となった場合は一度だけ再試験を認められる. しかし、入学してから4年間経過した直後の修習生試験、を受験して不合格となった場合これはカウントされず、さらに2回受験できる予備試験(Freiversuch)、(いわゆる「試し撃ち(Freischuß)」)が認められている. 合格者が成績改善のために再受験することは許される. 成績が良し悪しが博士号取得や就職に結びつくからである. 予備試験制度はバイエルン州やバーデン=ヴュルテンベルク州で行われていたものを連邦法である DRiG が採り入れ、それにあわせてベルリン州法が改正された結果である. 法曹養成期間の短縮と大学の負担軽減に貢献するものとされている. (JAG3条/JAO14条)

合格者は任命を撤回できる (auf Wiederruf) 公務員で ある修習生となり一般公務員の半額程度の給与を受ける。準 備実務研修の期間は2年間である。また他の州で準備実務 研修を受けてもよい、準備実務研修はベルリン高等裁判所の 長官の管轄である。準備実務研修の場所は必修箇所と選択 箇所に分かれる. 必修箇所は、①地方裁判所もしくは区裁 判所の民事部、②地方裁判所もしくは区裁判所の刑事部、 検察庁, ③行政官庁, ④弁護士事務所, 選択必修箇所と して, 裁判所民事部・労働裁判所・検察庁・行政庁・企 業法務部・シュパイヤー行政高等学院である。選択箇所は、 四つの重点領域(Schwerpunktsbereich)に分かれ、 司法領域・国家行政領域・経済領域・労働社会領域それ ぞれに裁判所・検察庁・公証人役場などが定められてい る. これら6ヵ所の準備実務研修箇所でそれぞれ4ヵ月 間勤務する。なお、準備実務研修箇所は2箇所まで、つ まり8ヵ月までは外国で行うことができる。以前の裁判 官法(DRiG5b条1-5g)では、外国での研修は選 択箇所しか認められていなかったが、必修箇所でも認め られるようになった.

修習生は準備実務研修に入ってから2ヵ月以内に希望する必修箇所・選択箇所・重点領域を定めた研修プランを提出する。高等裁判所は修習生の希望する箇所の受け入れ枠に空きがない場合は修習生にこれを知らせて変更を促す。準備実務研修箇所の不足は近時、問題となって

いる。特にベルリンはハンブルクやブレーメンと並んで 市が連邦の州を形成する都市州(Stadtstaat)であり、 行政庁や裁判所数が少ない。 例えば区裁判所の数はもっ とも多いバーデン=ヴュルテンベルク州では130ヵ所。 ベルリン・ハンブルク・ブレーメンを除く旧西ドイツ地 域の平均67に対して10であり極めて少なくなっている。 このため修習箇所に空きがない場合には修習生試験の成 績が「gut」「sehr gut」であるもの、準備実務研修が 遅れると重大な困難が生じる修習生に一定の修習箇所を 優先的に配分することができることになっている. (JAO 8条2項) 準備実務研修期間中はそれぞれの研修 箇所での裁判官資格者が指導する研究会 (Arbeitsgemeinschaft) に出席しなければならない。 1990年1月1日現在の修習生の数は、旧東ドイツ地域を 除く連邦全体では、22434人 (内女性:8547人). ベルリ ンでは1395人(内女性500人)である。(18)

準備実務研修の教育担当者は教育証明(Ausbildungsnachweis)を修習生に与え、これをもとに成績が 記載された準備実務研修証明(Zeugnis)が出される。

第二次試験である判事補試験は監督付き論文試験と口述試験で行われる。論文試験は最後の必修研修箇所での研修の終わりに行われ、8科目(民事法・刑事法・行政法法及びに手続法を考慮した形での民法・刑法・行政法とヨーロッパ連合法)である。試験内容は判決起案と具体的事例についての鑑定である。少なくとも一つの監督付き論文試験では、弁護士としての知識と能力を検査するものでなければならない。すべての監督付き試験の評価が出ると修習生にこれが伝達される。論文試験に合格しない場合(5科目以上で合格最定点である可〈ausreichend〉に達しない場合、および平均点が3.5に及ばない場合。)には口述試験は受けられないが、選択研修箇所での研修は継続される。4ヵ月もしくは例外的に8ヵ月の補習研修が課せられ、その最後の月に論文試験合格しなければならない。(JAO 41条1項).

監督付き試験には司法試験局の指定する参考書 (Hilfsmittel) の持ち込みが許されている。(JAO 8条 4項). 例えば修習生試験では、Jayme/Hausmsann、Internationales Privat-und Verfahrensrecht や、Kreuzer/Srocke、Gesetz über die Berliner Verwaltung、判事補試験では、Palandt、Bürgerliches Gesetzbuch やBaumbach/Duden/Hopt、Handels gesetzbuch などである。修習生試験の参考書には解説

書もあるが、判事補試験は法令集・コンメンタールに限られるようである。 なおこれらの参考書には書き込みや文章変更、紙の挟みこみは禁止されている. ⁽¹⁷⁾

口述試験は口頭報告(Aktenvortrag)と口頭試問(Prüfungsgespräch)からなる。口頭報告試験に際して受験者は受験日当日、口述試験の素材となる書類を渡され1時間の準備時間を与えられ、1人約10分の口頭報告を行う。口頭報告に続いて4部からなる口頭試験が行われ、そのうち3部は必修研修箇所での研修内容、残りの1部は受験者の選択した重点領域での研修内容について行われる。

試験の公正を期するために公法上の内部的行政 機構である判事補職員協議会 (Personalrat der Referendare) の1人の試験への同席及び点数評価の 閲覧が許される. (JAO 40条1項と2項) こうして得ら れた法曹資格は連邦及び他の州でも有効である.

III ベルリン自由大学とフンボルト大学

「ベルリン自由大学]

(歴史)

ドイツ圏の大学の歴史は1348年カール4世創設によるプラハ大学に始まる。これにヴィーン大学(1365年)、ハイデルベルク大学(1386年)、ケルン大学(1388年)などが続く。19世紀にいたりプロイセンの国政改革の過程で、研究と教育の融合・学問研究の国家からの自由・エリート教育というフンボルトの理念(18)に基づき、1809年にベルリン大学が創設される。第一次世界大戦後にはフランクフルト大学、ハンブルク大学等が開設され、1960年から20年間の大学拡充期には22の大学が新設された。ベルリン自由大学(Freie Universität Berlin)はこうしたドイツの大学史のなかにあって特異な創設の歴史をもっている。(19)

第二次大戦後ベルリンはアメリカ・イギリス・フランス・ソ連の共同管理下に置かれる。早くも1946年6月にはベルリン大学は戦後の混乱と廃墟の中で再開される。アメリカ軍政府は当初ベルリンの明確な教育政策はもっていなかった。これに対してソ連は、ドイツの有力大学としてボン、ハイデルベルク、ゲッチンゲンの各大学を重視し、ベルリン大学はブランデンブルクの一つの大学という位置づけであり、あまり重要視していなかったが、実質的に管轄権を掌握した。1945年12月8日に発表された入学許可条件の一つは「非ナチの証明」であった。そ

れによると入学を拒否できるものは①ナチスの青年組織に所属していたもの、②ナチス親衛隊・突撃隊のメンバーであったものの他、③ナチス幹部の子弟、④占領軍によって科刑されたものの子弟など広範囲にわたっていた。当時の入試委員会のメンバーの80パーセントはドイツ社会主義統一党のメンバーであったという。入学手続には履歴書・修了証の他に政治的テーマについての小論文を提出しなければならず、口述試験では政治主義的色彩の強い問題が出され「土地改革についてどう思うか.」「あなたにとって民主主義とはなにか,」「ラッサールとは誰か.」「ベーベルはいつ生まれたか.」「学業の他に政治活動をする時間があるか.」等が質問された。それでも1946年の秋には4300人の学生が在学登録していた。

西部地域の通貨改革を発端とした48年から49年にかけ てのベルリン封鎖によって東西の対立は深まり、 ベルリ ン大学の政治主義は自由な研究・教育を不可能なものと し、新たな大学の創設へと向かわせた。直接のきっかけ は学生雑誌『コロキウム』を発行していた3人の学生、 オットー・ヘス (Otto Hess), オットー・シュトルツ (Otto Stolz)、ヨアヒム・シュヴァルツ (Joachim Schwarz) を大学当局が「ジャーナリスティックな活 動家で、大学の品位を傷つけた.」として強制除籍した ことに始まる。これに抗議して1948年4月23日、1000人 以上の学生がグランドホテル・エスプラナーデ (Grandhotel Esplanade) に集まり新しい大学の設立 を要求する。ベルリン市議会はこれを入れ、5月11日、 賛成83, 反対17, 保留5で自由大学の設立を決定した. 1948年12月4日、ベルリン自由大学が開設された、「自 由」とは研究と教育の国家とイデオロギーからの解放で ある。戦後の復興も十分でない状況の中で新たな大学を 開設することは困難を極めた.ベルリン自由大学の卒業 者は東部地域では、就職できないのではないかという懸 念もあった.新たな大学の創設の過程で特徴的であった のはベルリン大の学生が積極的に参加したことである. ベルリン郊外、ダーレムのボルツマン街に置かれた大学 設立準備委員会には,学生ボランティアが補助スタッフ として加わった。設立資金はアメリカ軍政府から200万 マルクが拠出されたが、これでも十分ではなく市民から の寄付も集められた.

また後にはベルリン市長エルンスト・ロイター (Ernst Reuter) やベルリン工科大学も新たな大学を積極的に支援するようになった。1948年7月には1200名の 応募者があり、10月に入試試験が行われた. 入学が許可されたものの内30パーセントはソ連占領地域からのものであった.

ベルリン自由大学は、伝統的なドイツの大学にはない教育上の試みを行っている。一つは1951/52年度に哲学部で始まったチューター制度である。これは高学年生がチューターとなり、週に一度低学年生や新規登録した学生に研究方法や図書館の利用の仕方などについてアドバイスを与えるものである。また専門教育の弊害を避け、広い視野をもたせるために一般教育科目(Studium generale)を採り入れた。さらに RIAS(Rundfunk im Amerikanischen Sektor)放送局の中のプログラムとして放送大学をはじめて行った。成人教育のための夜間クラス(Abend-Universität)を設置したのもドイツの大学として初めてである。これらの斬新な試みにアメリカの大学の影響の大きさを見て取れることができよう。

ベルリン自由大学は学生・ベルリン市・西部地域の大学協力とアメリカの影響のもとで創立され、東西冷戦の産物であった。これを受けてベルリン大学は1949年はじめ、フンボルト大学(Humbolt Universität zu Berlin)と名称を変更するに至った。

(現在)

ドイツの大学はわずかな例外を除いて州立であり、公 法上の団体 (Körperschaft des öffentlichen Rechts) とされ、各州の高等教育法(Hochschulgesetz)のも とにある。大学はこの法律によって自治を認められる一 方、組織や財政・人事、試験制度まで細かく規制されて いる.ベルリン高等教育法(30) のもとにある大学はベル リン自由大学以下7つであったが、再統一に伴う法改正 で旧東ベルリンの4つの大学が加わった。(21) ベルリン自 由大学の1993/94年度冬学期の学生数は60252人(内女 性:31181人/外国人:5922人)である. 🕮 この数はド イツの大学の中でもミュンヘン大学とならび最大級であ る。スタッフは1991年10月現在で教員数7506人,職員数 15178人の合計22684人である。このうち付属病院関係が 13363人である. 教員のうち教授は936人 (内女性: 94人), 私講師・助手356人(内女性:94人), 学術協力者 (Wissenschaftliche und künstliche Mitarbeiter) 3780人(内女性:1278人)である.(23)

(法学部)

当初大学には設立に多くの資金を要する自然科学系の学部は設置されず、哲学部・法経学部から作られた。すぐには教授があつまらず、法経学部設立のスタッフには、西部地域の大学の教授が客員教授として加わった。法経学部の正教授は6人であった。このうち法学科目を担当したのは、公法のマルチン・ドラート(Martin Drath)、ロストク大学から来たローマ法・民法のウルリッヒ・ルプトウ(Ulrich Lübtow)であり、教育は教授資格論文を提出していない私講師や西ベルリンの弁護士によっても行われた。1949年には国際法のヴィルヘルム・ヴェングラー(Wilhelm Wengler)と刑法のリヒャルト・ランゲ(Richard Lange)が着任した、講義やゼミナールは、映画館の建物を利用しても行われた。1949年8月1日、ようやく法学部は法経学部から独立して単一の学部となった。

現在、ベルリン自由大学には学部(Fachbereich) が22、研究所 (Zentralinstitut) が 5, 中央研究施設 (Zentraleinrichtung) が7あり、そのなかでも法学部 (Fachbereich Rechtswissenschaft) は, 学生数5215 人(内女性2186人)で最大の学部である。法学部は通例 Numerus Clausus の対象にはならないが、学生数は 過去6年間で5000人前後で一定している.(20)教育スタッ フは専任教授33人,「その他の教授」19人, 私講師を含 む学術協力者118人,教授委託者(Lehrbeauftragte) 10人の合計180人である.(25)単純に計算すると教員1人 あたり29人の学生である.「その他の教授」は教授資格 をもった学外教授でベルリン地方裁判所の判事や、検察 官,連邦カルテル庁の長官などが含まれる.学術協力者 には修習生や判事補が多く、日本の大学の非常勤講師に あたる.教授委託者10人の内4人は裁判官である.法学 部以外にも経済学部や東ヨーロッパ研究所でも法学科目 が開講されており、法学部のスタッフが講義を担当して いる。法学部の中にはローマ法研究所,法哲学及び法理 論、法社会学及び法事情研究所等7つの研究所がある。 ここに1人から10人の法学部教授が所属している。例え ば法社会学及び法事情研究所には,教授3人と学術協力 者8人、秘書6人で構成されている。学部図書館として は専門別に学部図書館Ⅰ-Ⅲ,ドイツ法史図書館,ロー マ法史図書館、カルテル法史図書館、法社会学及び法事 情図書館がある. 学部図書館 I - Ⅲは同一建物の中に併 設されている.

授業形態は、講義 (Vorlesung) のほかいくつかの 形がある。演習(Übung)は講義と平行して行われ、 対象は民法・刑法・公法で事例研究試験・レポートによっ て応用力を養う. 最低2回の試験とレポートが課せられ る. ゼミナール (Seminar) では理論的テーマについ てレポート作成する. 研究会 (Arbeitsgemeinschaft) は25名以下の少人数クラスで応用的な事例研究を行う補 習的内容のクラスである. 他にやはり事例研究クラスと して現代的問題を扱う研究グループ(Projektgruppe) や演習研究会 (Kolloquium) がある. 試験準備コー スとして、筆記試験準備コース (Klasurenkurse)、口 述試験コース (Examinatiorium), 復習コース (Repetitorium) がある。在学期間を最短で7学期と すると1週間で20コマ弱を履修する必要がある。さらに 休暇期間中に3ヵ月間の実務研修 (Praktikum) が裁 判所・検察庁・行政官庁・弁護士事務所・公証人事務所・ 労働組合や会社の法務部で行われる. これは1ヵ月づつ 3ヵ所まで選択できる。日本の授業形態との大きな違い は実務研修が組込まれていることおよび少人数の事例研 究による応用クラスが多いことであるが、やはりこれは 国家試験を意識した授業形態と思われる。そのほかに司 法試験予備校(privates Repetitorium)に通う学生 も多い (28)

開講科目は必修科目(基礎科目4:民法10:刑法7: 公法7:商法と労働法4:訴訟法・執行法・破産法4). 選択科目22, ゼミナール26, 試験準備コース17, その他 随意科目(法医学など) 7である。例えば必修科目の民 法の履修は、第一学期に基礎コースI(民法の基礎と総 則)とその研究会,第二学期に基礎コースⅡ(債権総論) と基礎コースⅠとⅡのための演習と学習評価試験 (Studienbegleitende Leistungkontrolle),第三学期 に基礎コースⅢ(債権各論),第四学期基礎コースⅣ (物権法)と家族法と相続法の基礎及び上級者向け演習 という課程で行われる。 選択科目は第五学期から行われ るが少なくとも3分の1は参加者の積極的参加が要求さ れる演習やゼミナールのような授業形態のものでなけれ ばならない. そのほかに法学部の基礎教育科目として, 第一学期に「法史及び憲法史の基礎」講義, 第二学期に 「法哲学の基礎」と「法社会学の基礎」講義、第三学期 に「法理論の基礎」と「方法論」が開講されている.

専門科目以外に全学学生を対象とする全学講義があり、 1994年度夏学期のテーマは「ヨーロッパ問題」と「恐竜- 原始動物の形態学と生理学」であった。日本の大学と比べて事例研究クラス及び試験対策クラスが多いのが目立っ。

修習生試験に合格するまでの平均在学期間は1989には 12.17学期 (連邦平均11.76学期: 最短はヘッセン州の 10.75学期/最長はザールラント州の13.14学期) である から合格までに約6年間在学することになる。合格率は 1991年の数字で74.82パーセント(連邦平均77.92パーセ ント:最高シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州の82.84 パーセント/最低はザールラント州の68.07パーセント) でザールラント州に続いて下から2番目の合格率である. なお,1991年の合格者は309人(連邦7508人)であり、 合格五段階の成績評価では、sehr gut: 0.48パーセント (連邦平均0.31パーセント), gut: 1.94パーセント (同 3.23パーセント), vollbefriedigend: 11.38パーセント (同12.16パーセント), befriedigend: 26.88パーセント (同27.06パーセント), ausreichend: 34.14パーセント (同35.16パーセント)である. 上位2つの評価は極めて 少ない.

判事補試験の合格率は87.67パーセント(連邦平均89.30パーセント:最高ブレーメン州の97.05パーセント /最低ザールラント州の86.52パーセント)である。(27) 合格成績の75パーセントは vollbefriedigend / befriedigend / ausreichend で合格しており sehrgut や gut は極めて少ない。これは他の州でも同じである。(28)

[フンボルト大学]

現在のフンボルト大学はベルリン自由大学・ベルリン 工科大学(学生数37230人 [1992/93年冬学期])につい でベルリンでは三番目に大きな大学である. 学生数 19344人(内女性:10699人), 教員数は4086人(内学術 協力者:3291人), 管理技術職員6405人, 学部数は11, さ らに中央研究所がある.法学部(juristische Fakultät) の学生数は1551人, 教員数は85人(内学術協力者55人), 職員数29人である. 学術協力者を入れた教員一人当たり の学生数は約18人である. ⁽²⁹⁾ 講義形態は基本的にベルリ ン自由大学と同様である. 講義科目は法史学・法社会学・ 法哲学・法学方法論5科目, 民法19科目, 公法及び国際 法18科目, 犯罪学14科目, 会社法・商法・労働法・社会 法19科目, 営業権保護と著作権法21科目である.

特徴的であるのは全学部生対象の一般講義科目に法学

部の科目が特許法・経済法・国際私法関係を中心に21科目入っており、再統一後の連邦共和国の制度の旧東ドイツ側への導入の必要性をうかがわせる。旧西ドイツ地域からの教員の流入は相当数あるものと思われるが講義要録からは確認できない。

IV 法曹養成の課題と比較法社会学的視点

ドイツの法学教育は法曹養成の一貫として位置づけられている。修習生試験と判事補試験の合格率はそれぞれ約80パーセントと約90パーセントと極めて高い。(30) 大学の授業形態も演習やゼミナール・研究会のような少人数教育が重視されている。学部内の科目として受験講座(Klasurkurse, Examinatorium, Repetitorium)が配置されていること,休暇期間中の実務教育とその修習生試験受験のための条件化などは日本の法学教育とは対照的である。こうした制度は受験教育としては効率的と思われる。

反面, 国家試験と結びつかない一般教育的科目や基礎 法学科目は開講されていても選択する学生は少ない. これには幅広い視野の養成という一般教育の目的は高校段 階で終わっているという前提がある.

法曹資格取得の年齢の点では日本とドイツでは大きな差はない。日本では前述のように30歳過ぎであるが、ドイツでは男子学生の場合、兵役、あるいはそれに代わる勤務があるので大学入学年齢は21歳になる。これに修習生試験合格までの平均在学期間6年間と準備実務研修及び判事補試験までの期間を加えるとやはり30歳前後となる。法曹養成期間はドイツでも長すぎると考えられており、DRiGの1992年11月20日の法改正(四)で準備実務研修が従来の2年半から2年に短縮された。この2年間という期間は日本の司法研修の期間と一致する。短縮の主たるきっかけとなったのはヨーロッパ統合にともなう他のヨーロッパ連合諸国の弁護士にたいするドイツの弁護士の競争力強化の必要であった。フランス・オランダ・ルクセンブルク・ギリシャの弁護士養成期間はドイツのそれよりも短いという。(32)

実務教育の点では日本の法曹養成制度においては、司法研修所での前期研修に続いて裁判所で8ヵ月、検察庁と弁護士会で各4ヵ月、計1年6ヵ月の実務教育が行われている。ドイツの場合、法学部在学期間中の3ヵ月の実習と修習生期間2年をあわせると実務教育期間は日本より9ヵ月長いことになる。前述のようにドイツでは外

国での準備実務研修も認められている。外国での準備実務研修受け入れ箇所は、在外大使館・領事館・国際機関代表部・在外商工会議所であるが、現在のところ大使館ではストックホルム・コペンハーゲン・リスボン・バンコク、領事館ではニューヨーク・シカゴ・アトランタ・シドニーに限られている。在外商工会議所では、アジア地域ではジャカルタ・ボンベイ・ソウル・東京の商工会議所である。ちなみに、在日ドイツ商工会議所での修習生の研修内容は、一般事務・クレーム処理・会員向けの雑誌の編集・日本企業向けの情報提供などで必ずしも法律の専門的知識を必要としないもののようである。日本における準備実務研修は得るところが多いが、言葉の問題や生活費の高さから修習生にとって負担の多いものとされている。(33) 実務教育の充実と外国での研修は日本の法曹養成にとっても参考になると思われる。

法曹養成制度の規定の仕方では連邦法である DRiG と各州の JAG と JAO であるが、各州に大幅な裁量が 与えられているわけではない。例えば、DRiG5d条3 項は口述試験の配点は総合点の40パーセントを越えては ならないと規定する。しかし旧西ドイツの各州では修習 生試験の口述試験の配点はバーデン=ヴュルテンベルク 州の30.76パーセントを例外として、33.33パーセント (バイエルン・ブレーメン・ハンブルク・ラインラント= プファルツ・ザールラント)とする州と40パーセント (ノルトライン=ヴェストファレン・シュレスヴィヒ= ホルシュタイン・ベルリン・ニーダーザクセン)とする 州の二種類しか存在していない。(34) 試験の評価方法も連 邦が統一的に定め、(35)、それを各州が採用している。こ れによると個別試験の評価は7段階評価で、(16-18点: sehr gut:特に優秀な成績), gut (13-15点:平気よ り相当上位), vollbefriedigend (10-12点:平均より 上位の成績), befriedigend (7-9点:平均的成績), ausreichend (4-6点:平均よりやや下), mangelhaft (1-3点:要求される成績より相当下), ungenügend (0点:不適確)である。総合点の試験評 価は、14-18点: sehr gut、11.50-13.99点: gut、9.00 -11.49点: vollbefriedigend, 6.50-8.99点: befriedi gend, 4.00-6.49点: ausreichend, 1.50-3.99点: ma ngelhaft, 0.00-1.49点: ungenügend である。合格を 4.00以上としているものすべての州で同一である。州に よって異なるのは各科目の合計最低点を定める程度であ る。例えばレポート試験を課しているニーダーザクセン

州で合格最低点は4.00以上であるが、監督付き試験と口 述試験の平均点が3.7以上でなければならないとしてい る。

各州は JAG と JAO を独自に規定できることになっているが、各州の JAG と JAO はきわめてよく似ている。例えばベルリン州の JAG 2条とノルトライン=ヴェストファーレン州の JAG 2条(58) は文言上表現は若干異なるが内容はほとんど同じである。試験制度について連邦と各州で実質的に異ならない内容を二重に規定しておくことは今日、積極的意義を見いだし得ないように思われる。

ドイツの専門家教育としての法学部教育に対して,日本の法学教育は法についての一般的知識を与えることに主眼が置かれており,専門家としての法曹を養成する職業教育とはなっていない.専門家教育は司法試験合格以後の司法修習にまかされている。したがって法曹教育、とりわけ事例研究や法廷実務を志向した教育・法の実際に機能している場での実務教育は少ない。授業形態も多人数を対象とした講義を中心として少人数の対話的授業は少ない。

司法試験の受験者は2万数千人であり合格率は2パーセント程度で、しかも合格者の平均年齢は29歳前後である。他の専門職国家試験、例えば医師国家試験の合格率と比較しても著しく低い。2年の司法修習期間を入れ、顧調にいって31歳前後でようやく法曹資格を得ることができる。大学卒業から10年近くも不安定な状況でに置かれることは法学部学生にとってそれが魅力的な進路であってもその選択をむずかしくし、一部の大学の学生を除いて法学部の学生には司法試験は身近なものとはなっていない。受験期間の長期化・合格年齢の高さからくる弊害はこれまで議論されてきた。

現代において法的サービス需要の増加は著しい.しかし、法曹一人当たりの人口比は60年前と変わっていない. (昭和7年:7298人/平成3年:7016人).市民にとって最も身近な法曹である弁護士の主たる業務は民事事件の法廷活動である.これは紛争が生じてから後に行う事後的な処置である.今日の法的サービスの需要は紛争発生を事前に予防する領域に多い.この領域では弁護士よりも「準法律家」の活動が重要になってきている.例えば、弁護士のいない地域では不動産登記手続を主たる業務とする司法書士が、本人訴訟の書類の作成の際に実質的に依頼人の法律相談に当たっており弁護士業務を補完して

いるといえよう。判例もこの実態を追認している。 (57) さらに近時注目されているのは企業法務部である。企業には弁護士を雇用しているものは少なく、企業内で専門的に法律事務を扱う部門の重要性が増してきている。一般的に労働問題や契約の法律問題は従来は総務部門や営業部門が対応してきた。最近では外国との間の知的所有権・製造物責任・独占禁止法関係での法律問題が多くなっており、さらに海外への企業進出の際、現地の法制度の知識の必要などがいちじるしく増大している。これらの領域では紛争が一度発生すると企業の経済的損失は大きなものとなるためそれらを予防することの意味は大きなものとなるためそれらを予防することの意味は大きなものとなるためそれらを予防することの意味は大きなものとなるためそれらを予防することの意味は大きなものとなるためそれらを予防することの意味は大きなものとなるためそれらを予防することの意味は大きなものとなるためそれらを予防することの意味は大きなものとなるためそれらを予防することの意味は大きなものとなるためそれらを予防することの意味は大きなものとなるためそれらを予防することの意味は大きなものとなるためそれらを予防することの意味は大きなものとなるためそれらを予防することの意味は大きないものによっている。

法的サービスの需要の増大と司法試験合格者数の不変を前提とすると「準法律家」の職域と意味は拡大するといえよう。法曹ばかりではなく、法曹周辺の準法律家として司法書士・弁理士・行政書士・税理士・公証人など専門家教育の課題を担いつつある日本の法学部教育を見るときドイツの法曹養成のあり方は一定の示唆を与えるものと思われる。

[補] 旧東ドイツの法曹養成と統合過程

1990年10月3日をもってドイツ民主共和国(旧東ドイツ)はボン基本法23条によりドイツ連邦共和国(旧西ドイツ)に編入され、法曹養成制度も経過措置期間後には西ドイツと同一ものとなる。しかし、旧東ドイツの社会主義体制のもとでの法意識及び法曹のあり方は、社会的法治国家としての西ドイツのそれとは異質のものであった。社会主義イデオロギーによれば法の形式合理性や手続性、さらに権力の分立などは「ブルジョア的」なものとして退けられ、代わって「民主主義的」中央集権性が原則的位置を占めることになる。法は政治目標達成の道具となり、法の相対的自律性は「社会主義的適法性」という限定された範囲で認められることになる。法は概して軽視され、代わって政治規範や社会主義的道徳が強調される。このことは法曹の数にも現れている。

1990年はじめの時点で旧東ドイツの狭義の法曹の数は 裁判官約1300人、検察官約1200人、公証人約600人、弁 護士約700-800人とされている。さらにその他に4000-6000人の経済法曹と行政機関内法曹がいる。(38) これらを 合計しても約1万人である。人口規模を旧西ドイツの4分の1としても法曹の数は極めて少ない。特に弁護士の数が著しく少ない。

旧東ドイツの法曹資格である「学士法曹(Diplom-Jurist)」は高校卒業後4年間の大学教育の修了(各学年の修了試験と卒業論文)によって取得される。1988年の法学部学生数は3302人(内1981名は通信教育による)である。(58)卒業生は500人(内通信教育:36人)である。大学によって養成される法曹の種類が異なり、フンボルト大学は裁判官・弁護士・公証人、イエナ大学は検察官、ハレ大学とライブツィヒ大学では経済法曹を養成していた。大学への入学は個人の希望や能力よりも「社会の必要性」が基準となった。

教員数と学生数は、ハレ大学の1988年(40) を例に取ると正教授16人、任期期限なし(unbefristet)の私講師8人、助手19人であり、学生数は250人であるから教員対学生の比は約1対6でかなり恵まれていた。教育内容ではイデオロギー教育に重点が置かれ、「マルクス・レーニン主義国家と法の理論」「ドイツ民主共和国の国家法」「マルクス主義・レーニン主義」は4年間を通じて学習され、それぞれ中間試験を課せられていた。法律や判例に関する分析・批判・討論は、法律研究としては存在していなかった。また自由な意見の表出などなく、法律雑誌としても Neue Justiz と Staat und Recht の 2 誌しか存在しなかった。

再統一に伴い旧東ドイツの法学部学生に対する経過措置が定められている。(41) 1987年に入学登録して1991年に試験を受けた学生は大学の実施する試験で法学教育を修了する。1988年と1989年に入学登録した学生は DRiGによる修習生試験を受けるが試験内容と課程は新連邦州が決定する。さらに1994年3月までに旧東ドイツ地域の法学部を修了する学生は2年半の特別の準備実務研修を行うことができる。この勤務は民法4ヵ月、刑法1ヵ月、行政法2ヵ月の「入門課程(Einführungslehrgänge)」で理論学習が重視されている。これらの年に入学登録した学生は在学期間中に連邦共和国法を学習する機会がほとんど与えられていなかったのでこうした制度を付加しているのである。1991年から1993年までに試験を受けた学生については、連邦共和国法の学習の程度に応じてこの入門課程は短縮され、その分実務研習が延長される。

1990年10月3日より前に旧東ドイツ地域で取得された 学士法曹の資格はDRiGの修習生試験と同等の資格と された、(42) したがって準備実務研修に入り判事補試験に合格することによって有資格法曹となることができる。こうした経過措置に加えて再統一に伴う法曹需要の拡大を見越して旧東ドイツ地域の法学部の再建・新設が図られ、新連邦政府は旧東ベルリン・ハレ・ライプツィヒ・イエナ・ポツダムに法学部を作ることを計画した。(43)

東西ドイツの再統一は対等な合同ではなく、西ドイツによる東ドイツの吸収であった。このことがもっともよく反映されているのは新連邦政府の人的構成である。1993年の新連邦州政府の閣僚のうち約40パーセントはドイツ出身者である。行政機構の中でも高級官僚になるほど西ドイツ出身者が多くなり、1993年8月13日の時点でザクセン州政府の課長の約26パーセント、局長の約60パーセント、事務次官では全員が旧西ドイツ出身者であった。(40) 法学部の新設についても同様の事がいえる。

その例はザクセン州のドレスデン工科大学における法 学部新設である。(45) ドレスデンにはもともと法学部はな く1828年創立の工科大学で工学部学生のための法学が開 講されていた。1991年3月,旧西ドイツのパートナー 州((6) であるバーデン=ヴュルテンベルク州政府とハイ デルベルク大学を中心とするバーデン=ヴュルテンベル グ州の五つの大学の全面的な協力のもとで新たに法学部 が創設された。法学部創設理由の一つはすでに加重負担 になっている旧西ドイツの大学の負担を軽減すること、 さらに旧西ドイツ地域の学生と旧東ドイツ地域の学生の 「混ぜ合わせ交流 (Durchmischung) | であった。ザク セン州の学術芸術大臣に招集された法学部創立準備委員 会のメンバーのうちザクセン州のものは4人で,残りの 11人はパートナー州の大学人(フライブルク大学・チュー ビンゲン大学・コンスタンツ大学・マンハイム大学各2 人/ハイデルベルク大学3人)であった。教育プランは ハイデルベルク大学のものをもととし、これに工科大学 の特色と考慮した科目として「工学のための法」と「環 境法」を加えた。新たに着任した教授5人の経歴はトリ エル大学・ボフム大学・ミュンスター大学の教授各1人 とフライブルク大学とアウクスブルク大学の私講師各1 人である。1991/92年冬学期の登録学生数は251人(内 女性:150人/旧西ドイツ地域からの学生1人)である. この数字を見ると旧西ドイツ地域の学生と旧東ドイツ地 域の学生の「混ぜ合わせ交流」という目標は達成されて はいないようである。そして注目すべきことは、統一以 前の工科大学の法学担当者は新学部設立準備には協力し

たが、その後すべてのもとの職務領域から去った、ということである。 ヒレンカンプの論文ではその後の消息には触れていない。

法学部の創立において少なくともこの例では旧東ドイッ地域の対等の協力は見られなかった。「植民地化」に近い現状である。

新辞

小論を作成するに当たり、資料についてベルリン自由 大学法社会学及び法事情研究所教授フベルト・ロットロ イトナー博士及びベルリン高等裁判所の協力を得た. 感 謝いたします.

- (1) 大木雅夫は、法秩序の主たる担い手(「造形者」) を、フランスでは弁護士、ドイツでは大学教授、英 米では裁判官、旧ソ連にあたっては検察官がこれに あたるとしている。大木雅夫『比較法講義』(東大 出版会1992年) 287頁以下。
- (2) 六本佳平『法社会学』(東大出版会 1986年) 285 頁以下 棚瀬孝雄『現代社会と弁護士』(日本評論 社1987年)など
- (3) 小島武司『展望 法学教育と法律家』(弘文堂 1993年) 2-37頁 横川敏雄「法曹養成についての 一考察」(法セミ 322号) 137頁など.
- (4) 連邦レベルの法曹養成の紹介は少なくない. 最近のものとして、村上淳一「ドイツにおける法曹養成の現況」(ジュリスト 1016号)、小田中聰樹「ドイツにおける最近の法曹養成制度の改革の動きとその特徴」(同)、小野秀誠「ドイツにおける大学再建と法学教育の改革(1)(2)」(一橋論叢110巻 1号/111巻 1号)多田利隆「ドイツの法学教育について」(北九州大学法制論集 20巻 2 号).
- (5) ラント(州)のレベルの法曹養成の紹介は少ない.ベルント・M・クラフト「バーデン=ヴュルテンベルグ州における司法修習」(ジュリスト 1016号),ベルント・R・マイヤー「チュービンゲン大学における法学学習」(ジュリスト 1016号), 藤内和公「ドイツ・ブレーメン大学における法学教育」(ジュリスト1026号),佐藤延子「ビーレフェルト大学法学部の教育システム」(立命館法学 1979年 2 号).
- (6) Satistiches Bundesamt, Statistisches

Jahrbuch 1993 S.396 裁判官のうち女性は3449人 (連邦勤務38人/州勤務3441人)である。ベルリン 州の裁判官は1118人である。ベルリンには区裁判所 (Amtsgericht)が10,地方裁判所(Landesgericht),高等裁判所(Kammergericht),労働,行政, 社会,財政の各裁判所が1つあり,さらに行政裁判所の最高裁判所である連邦行政裁判所が置かれている。高等裁判所は通常,Oberlandesgerichtであるが、ベルリンだけは Kammergericht という名称を使っている。また州議会についても他の州は Landtagであるが、ベルリンは Abgeordnetenhaus,州政府は他の州は Landesregierung にたいして Senat という伝統的名称を用いている。

- (7) Wolfgang Löwer, Rechtssystem und Juristenausbildung, in Juristische Rundschau 1991 Heft2 S.59
- (8) Jus-Studienführer 3.neubearbeitete Aufl. 1991 S.12
- (9) Jura Extra Das Jurastudium 2.neubearbeite Aufl.1993 S.164 Jus-Studienführer, a.a.O. S.35
- (10) Leo Hubertus, Einheitsjurist und Zweistufigkeit Eine kleine Geschichte der juristischen Ausbildung in Deutschland, in Juristiche Rundschau 1991 Heft? S.53ff.
- (11) 吉澤昇「『上から』の, そして『外から』の大学 革命-旧東ドイツ地域の大学『刷新』-」(思想 833号) 122頁
- (12) BGBI.Jg.1972 Teil I S.714この法律は現在に至るまでたびたび改正されている。最近の大きな改正は、法曹養成の短期化に関する法律(Gesetz zur Verkürzung der Juristenausbildung vom 20. November 1992 BGBI Jg.1992 Teil I S.1926)による改正で、これまでの改正論議を集成してドイツ統一やヨーロッパ統合を背景とした他のヨーロッパ連合諸国に対する弁護士の競争力強化を図ったものである。この改正法については以下を参照、Karl Kröpil, Das Gesetz zur Verkürzung der Juristenausbildung, in NJW 1993 Heft 6. Max Geis, Verkürzung der Juristenausbildung Zur Änderung des Deutschen Richtergesetzes, in JuS 1993 Heft 3.

- (13) ベルリンの JAG と JAO は、Gesetz über die Juristische Ausbildung in der Fassung vom 4. November 1993 / Ausbildung und- Prü fungsordnung für Juristen in der Fassung vom 4. November, in GVBI. Jg. 49 Nr.63 30. November 1993
- (14) DRiG は1992年11月20日の改正法でこれを受験 資格要件から削除することにしたが、ベルリンでは 残している.
- (15) Gesetz vom 17. Juni 1992 GVBl. S.193
- (16) Jus-Studienfüher, a.a.O. S.165
- (17) Manfred Herzig / Klaus Schach, Juristenausbildung in Berlin 2. Aufl. S.194 ff.
- (18) ヴィルヘルム・フンボルト「ベルリン高等学問施設の内容ならびに外的組織の理念」(『大学の理念と現実』 明治図書出版 1970) 210頁以下 亀山謙吉『フンボルト』(中公新書 1978) 117頁以下
- (19) James f. Tent, Freie Univsersität Berlin 1948-1988 Eine deutsche Hochschule im Zeitgeschehen (1988) ウーヴェ・ベルクマン「ベ ルリン自由大学」(『学生の反乱』 合同出版1968年)
- (20) Gesetz über Hochschulen in Land Berlin vom 12. Oktober 1990 (Berliner Hochschulgesetz) in GVBI. S.2165
- (21) フンボルト大学、ハンス・アイスラー音楽大学、 エルンスト・ブッシュ演劇大学、ベルリン芸術大学 (ヴァイセンゼー)
 - Gesetz zur Ergänzung des Berliner Hochschulgesetzes vom 18.Juli 1991 in GVBI. S.176
- (22) Statistisches Landesamt Berlin, Statistisches Jahrbuch 1993 S.168 ff.
 ベルリンは人口約350万人でドイツ最大の都市であるから学生の数は対人口比で見るとフライブルク大学やチュービンゲン大学, ゲッチンゲン大学のような大学都市の大学の方がベルリンより多くなる.
- (23) Der Präsident der Freien Universität Berlin (Hrg.), Statistik 133 Studierende WS 1993 /94 S.1. ff.
- (24) Der Präsident der Freien Universittä Berlin (Hrg.), a.a.O. S. 128
- (25) Der Präsident der Freien Universität Berlin (Hrg.) Vorlesungsverzeichnis Sommerse-

- mester 1994 S.294 ff.
- Freien Universität Berlin (Hrg.) Studienhandbuch FU Berlin 1993及び
 Der Präsident der Freien Universität Berlin (Hrg.) Studienordnung für den Studiengang Rechtswissenschaft mit Abschluß der ersten juristischen Staatstprüfung an der Freien Universität Berlin, in Amtsblatt der Freien Universität Berlin, 30. Sept.1987 Gerhard Köbler, Wie werde ich Jurist? 4. Aufl. 1988 S.32 によれば86パーセントの学生が中等学年にあたりからこのような私立の司法試験予備校に通うという.

(26) 開講科目については (Vgl.) Der Präsident der

- (27) 判事補試験の数字は, Alfred Rinken, Einführung in das Juristische Studium 2.Aufl. 1991 395 ff. 修習生試験の数字は, Jura Extra, a.a.O. S.110 いずれも旧東ドイツ地域を除く.
- (28) Statistisches Landesamt Berlin, a. a. O. S. 163 ff. Deutscher Hochschulführer, Wissenschaftliche Hochschulen Bd. 1. neubearbeitete Aufl.
- (29) Vorlesungsverzeichnis Sommersemester 1994 S.103 ff.
- (30) ただし法学学習を始めたもの(法学部新入生)の 40パーセントから50パーセントは中途挫折して判事 補になれないというから合格率だけから日本とドイ ッを比較することはできない. (Vgl.) JuS-Stud ienführer a.a.O. S.26
- (31) Gesetz über zur Verkürzung der Juristenausbildeng, BGBl. Jg. 1992 Teil I S.1926
- (32) 村上前掲 75頁
- (33) Ole de Lousanoff, Wahlstation bei einer Auswaltskanzlei in Tokio-Japan, in JuS 1980 Heft 2. S.926 Heinrich Menkhaus, Wahlstation bei der Deutschen Industrie-und Handelskammer in Japan Tokyo, in JuS 1987 Heft 7. S.590
- (34) Jura Etra, a.a.O. S.105ff.
- (35) Verordnung über eine Noten- und Punkteskala für die ersten und zweite juristische Prüfung vom 3. Dezember 1981 BG Bl. I S.1243 ただし、同法3条によれば再受験者

- のために各州はこの法律とは異なる評価基準を規定 することができるとする.
- (36) Peter J. Tettinger u.a. (Hrg.), Die Juristenausbildung in Nordrhein-Westfalen 6. Aufl. 1986 S. 9ff. 他の州の JAO, JAG は参照できなかっ た
- (37) 昭和52年松山地裁西条支部判決「反証,資料の蒐集,告訴状の起案作成,民事訴訟関係書類の起案作成,帳簿の検討,関係者の面接調査,訴訟維持の指導等の概念は司法書士のなしうる業務の範囲にあたり弁護士法第72条に所謂法律事件について法律事務を取り扱ったという要件には該当(しない)」としている。
- (38) Alfred Rinken, a.a.O. S.355
- (39) 通信教育は高校卒業後一定期間労働に従事したものを対象として行われ期間は6年である。通信教材(Lehrbrief),自己学習,小グループ学習によって教育され,最終学年で3ヵ月間フンボルト大学の地方校舎に通学することによって学士法律家の資格を得る。
- (40) Susanne Jung u. Milos Vec, Der Diplom-Jurist zur Ausbildungssituation in der DDR, in ZRP 1990 Heft 9. S.348
- (41) Alfred Rinken, a.a.O. S.10 ff.
- (42) ただしポッダム・アイヒェ法科学校およびそれに

- 準ずる学校で得た学士法曹資格は除外される。これらの学校は国家保安期間(いわゆるシュタージ)の 養成学校で法学といっても民法などの基礎科目の教育が十分行われていないからである。
- (43) 小野秀誠「東ドイツ地域の大学(法学部) 再建問題」(一橋論叢 109巻) 6 頁 学術審議会(Wissenschaftsrat)の「法律学の分野における研究と教育に関する勧告 (Empfehlugen zur Forschung und Lehre auf den Gebiet der Rechtswissenscaft in den neuen Ländern 1991. 3.13) | について詳しい.
- (44) 木戸衛一「統一ドイツ新連邦州における政治秩序の形成」(阪大法学 43) 4 140頁以下 西側からの行政支援は「強調性を欠き一方的な指導に終始している」という。4-142頁
- (45) Thomas Hillenkamp, Die Juristische Fakult ät -ein Neubeginn-, in JuS 1992 Heft 12. S.1069 ff.
- (46) ザクセン州はバーデン=ヴュルテンベルク州 チューリンゲン州はラインラント=プファルツ州とヘッセン州, メクレンブルク=フォアポンメルン州はシュレスヴィヒ=ホルシュタイン州, ザクセン=アンハルト州はニーダーザクセン州, ブランデンブルク州とノルトライン=ヴェストファーレン州がパートナー州で統一にあたって協力することになっている.